

法 律

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十号

道路交通法の一部を改正する法律

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号、第三号及び第三号の三中「さく」を「柵」に改め、同項第九号中「自転車」を「軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、「並びに歩行補助車」の下に「小児用の車」を加え、同項第十号中「自転車」を「軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものという。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第二条第一項第十一号の二中「車いす」を「車椅子及び」に改め、「及び小児用の車」を削り、同項第十一号の三中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第三項第一号中「車いす」を「車椅子又は」に改め、「又は小児用の車」を削る。

第五十七条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同条の付記中「第二百二十条第一項第十号の二」を「第二百二十条第一項第十一号」に改める。

第七十一条第五号の五中「限る。第二百二十条第一項第十一号」を「限る。第一百八十八条第一項第三号の二に、「行うものを除く。第二百二十条第一項第十一号」を「行うものを除く。同号」に、あるものを除く。第二百二十条第一項第十一号」を「あるものを除く。第一百八十八条第一項第三号の二に改め、同条の付記中「同項第九号の三、第二百二十条第一項第十一号」を「第一百七十七条の四第一号の二、第一百八十八条第一項第三号の二」に改める。

第九十二条の二第二項の表の備考一の1及び2中「第一百五十五条」を「第一百五十五条第一項」に改め、同表の備考二及び三中「同表」を「この表」に改め、同表の備考四中「第一百五十五条」を「第一百五十五条第一項」に改める。

第九十四条第二項中「破損し、又は」を「破損したとき」に、「き損した」を「毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定める」に改める。

第九十七条の二第二項第三号及び第四号中「第一百五十五条」を「第一百五十五条第一項」に改める。

第一百三十三条の二第二項第二号中「若しくは第七号」の下に、「第一百七十七条の四第一号の二」を加え、同条第六項中「第四項又は前項」を「前二項」に改める。

第一百四十四条の四第五項中「当該取消しを行った」を「その者の住所を管轄する」に改め、「次項」の下に「及び第六号」を加える。

第一百五十五条に次の一項を加える。

2 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替へるものとする。

第六十六条中「通知をし」の下に、「第一百四十四条の四第六項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運転経歴証明書を交付し」を加える。

第一百二十二条第一項中「第一百四十四条の四第六項」の下に「第一百五十五条第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第一百二十七条の四第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第七十一条(運転者の遵守事項) 第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百八十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第七十一条(運転者の遵守事項) 第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者(第一百七十七条の四第一号の二に該当する者を除く。)

第一百八十八条第二項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第一百八十九条第一項第二号の二中「第三項若しくは第四項」を「から第四項まで」に改め、同項第九号の三を削る。

第二百二十条第一項中第十一号を削り、第十号の二を第十一号とし、同条第二項中「第四号、第五号」を「から第五号まで」に改める。

第二百二十三条中「第一百八十八条第一項第二号」の下に、「第三号若しくは第四号」を加え、「第十号の二」を「第十一号」に改める。

別表第二中

第一百八十八条第一項第三号の二の罪に当たる行為

大型自動車等	二万円
普通自動車等	一万五千元
小型特殊自動車等	一万円

を

第一百九十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

大型自動車等	五万円
普通自動車等	四万円
小型特殊自動車等	三万円
大型自動車等	二万円
普通自動車等	一万五千元
小型特殊自動車等	一万円

に、「から第十一号まで」

を「第十一号」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三條の二」を「第六十三條の二の二」に改める。

第二条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 自動運行装置 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項

第二十号に規定する自動運行装置をいう。

第二条第一項第十七号中「こと」の下に「自動運行装置を使用する場合を含む。」を加える。

第五十一条第二項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。

第六十二条中「道路運送車両法」を「同法」に改め、「次条第一項」の下に「及び第七十一条

の四の二第二項第一号」を加える。

第六十三条第一項中「書類」の下に「及び自動状態記録装置（道路運送車両法第四十一条第二項

に規定する自動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。第六十三條の二の二におい

て同じ。）により記録された記録」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができる状態

にするための措置が必要であると認めるときは、当該車両を製作し、又は輸入した者その他の関

係者に対し、当該措置を求めることができる。

第六十三条第四項中「はりつけなければ」を「貼り付けなければ」に改め、同条第七項中「はり

付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条の付記中「第一項に」を「第一項前段に」に改め

る。

第三章第十二節中第六十三條の二の次に次の一条を加える。

（自動状態記録装置による記録等）

第六十三條の二の二 自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は運転

者は、自動運行装置を備えている自動車で、自動状態記録装置により道路運送車両法第四十一条

第二項に規定する自動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転さ

せ、又は運転してはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、自動状態記録装置により記録された記録を、内

閣府令で定めるところにより保存しなければならない。

（罰則 第百十九條第一項第七号の二、第百二十三條）

第七十一条の四の次に次の一条を加える。

（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用

条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）を満

たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の運転者が当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転す

る場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該運転者については、第七十一条第

五号の五の規定は、適用しない。

一 当該自動車が整備不良車両に該当しないこと。

二 当該自動運行装置に係る使用条件を満たしていること。

三 当該運転者が、前二号のいずれかに該当しなくなった場合において、直ちに、そのことを認

知するとともに、当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状

態にあること。

（罰則 第一項については第百十九條第一項第九号の三、同条第二項）

第百十九條第一項第六号中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項第七号の次に次の一号を加

える。

七の二 第六十三條の二の二（自動状態記録装置による記録等）の規定に違反した者

第百十九條第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 第七十一条の四の二（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）第一項

の規定に違反した者

第百十九條第二項中「第九号」の下に「第九号の三」を加える。

第百二十三條中「第五号」の下に「第七号の二」を加える。

別表第二中「第九号、第九号の二」を「第七号の二、第九号から第九号の三まで」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の規定 公布の日

二 第一条並びに次条から附則第四條まで及び附則第六條から第八條までの規定 公布の日から起

算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（免許の効力の仮停止等に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者（国際運転免許証又は外

国運転免許証を所持する者を含む。）に対する警察署長による免許の効力の停止（自動車等の運転の

禁止を含む。）については、第一条の規定による改正後の道路交通法（以下この条及び次条において

「新法」という。）第百三条の二第二項（新法第百七條の五第十項において準用する場合を含む。）の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

（運転経歴証明書の交付に関する経過措置）

第三条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第一條の規定による改正前の道路交通法第百

四條の四第二項の規定により免許を取り消した公安委員会に対してされている同条第五項の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

（反則行為に関する経過措置）

第四条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、

なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三條及び附則第七條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則

に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）
第六条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは第七号」の下に、「第百十七条の四第一号の二」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「附して」を「付して」に改める。
（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）
第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の項中「第百四条の四第六項」の下に「（第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
国土交通大臣 石井 啓一

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十一号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第一条 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）」を
第二章 創業
第一節 中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）

及び新たに設立された企業の事業活動の促進（第四条―第七条）に、「第八条・第九条」を「第十四条・第十五条」に、「第十条・第十一条」を「第十六条・第十七条」に、「第十二条―第十七条」を「第十八条―第二十三条」に、「第十八条―第二十五条」を「第二十四条―第三十一条」に、「第二十六条―第四十二条」を「第三十二条―第四十一条」に、「第二章 中小企業の新たな事業活動の促進のための」
第四章 中小企業の事業活動の促進（第四十一条―第五十一条）
第一節 事業継続力強化（第四十一条―第五十一条）
第二節 支援措置（第五十二条―第六十条）
第三節 雑則（第五十九条・第六十条）
第五章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備
に、「第四十三条―第一」

四十八条）を「第六十一条―第六十六条」に、「第四十九条―第五十四条」を「第六十七条―第七十二条」に、「第五十五条」を「第七十三条」に、「第五章」を「第六章」に、「第五十六条―第六十三条」を「第七十四条―第八十一条」に、「第六章」を「第七章」に、「第六十四条」を「第八十二条」に改める。

第一条中「並びに中小企業の」を、「中小企業の」に、「を行う」を「並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行う」に改める。

第二条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第四十九条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「同条第二項第三号イ(1)」を「同条第二項第四号イ(1)」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第十六条第一項及び第十七条第一項」を「第二十二条第一項及び第二十三条第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 この法律において「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。

第二条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十三条第四項、第十四条第三項並びに第二十三条第一項」を「第十九条第四項、第二十条第三項並びに第二十九条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を第十二項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び 사용자 以外の者）であつて、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下同じ。を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 新規中小企業者
- 二 中小企業者等であつて、事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人（前号に掲げる者を除く。）
- 三 中小企業者等であつて、設立の日以後の期間が五年未満の会社（前号に掲げる者を除く。）
- 四 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるもののうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九号。以下この号及び第七十条において「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十九条第三項及び第七十条第一項第一号において同じ。）の開発その他の情報処理（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員数の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの（前一号に掲げる者を除く。）